

第8期第16回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日(月) 午後2時00分から午後2時23分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・2会議室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	△	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地の利用状況調査の結果に関する件

第5 報告第3号 行政不服審査請求に係る裁決書の通知に関する件

第6 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第3号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件

第9 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件

第10 議案第5号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁-事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局-支局長 藤野 真稔、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。 欠席は8番・藤井委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第16回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、9番・松並委員、10番・石崎委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いします。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案5件、同意1件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしくお願いします。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第1号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 10月につきましては、議案書に記載のとおり、10日に川東地区委員会、9日に穂別地区委員会を開催しております。 川東地区委員会では、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権設定4件について審議した結果、適当と判断しております。 穂別地区委員会では、あっせんの申出1件について審議した結果、申出内容受候補者等適当と判定したところです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「農地の利用状況調査の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第2号、農地の利用状況調査の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 4ページをお開き願います。 本年8月25日に実施しました農地パトロールで、農地の利用状況調査に関

事務局	する結果となりますが、本年度の調査においては、４ページのNo.1から５ページNo.23までの23件、31筆、面積として51,731㎡が現状の状況において、原野化・雑種地化・山林化しており、農地として再生を目指さない土地とし、再生利用が困難な農地（通称B分類）として判断されましたので、ご報告いたします。 なお、農地法の運用についての規定に基づき、利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地と判定された場合は、原則として当該調査を行った年内において、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行わなければならないこととされております。つきましては、このあとの議案第5号にて、ご審議いただくこととなりますことを申し添え、報告いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「行政不服審査請求に係る裁決書の通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第3号、行政不服審査請求に係る裁決書の通知に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書6ページをお開き願います。 本件は、当委員会が発給した現況証明書の内容に関して、審査請求人から行政不服審査請求があったものです。 8ページをお開き願います。 当委員会において行政不服審査法の審査庁として、行政であるむかわ町及び関係機関に助言いただくなど検討した結果、現況証明書の発給は法令に基づく行政処分でなく、行政サービスとしての証明行為であるため、行政不服審査法上の不服申し立ての対象とならないと判断いたしました。 先の9月25日総会後の「その他」で、経過説明と裁決書案を提示して説明いたしました但、行政側の顧問弁護士に相談して最終的にむかわ町農業委員会が判断することになったので、裁決書の内容についても大きな修正もなかったことから、令和7年9月29日付けで不適法却下とする裁決を行い審査請求人に通知したので報告いたします。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたしま

議 長	す。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 11 ページをお開き願います。 【議案書を朗読し、農用地利用集積等促進計画（案）の内容を説明】 この計画要請の内容は、12 ページに添付のあります、機構法第 18 条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、13 ページから 17 ページに添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 （発言なし）
議 長	質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 19 ページをお開き願います。 【議案書を朗読し、内容を説明】 1 番 2 番につきましては、規模縮小のため賃貸・売買するものです。 3 番につきましては、相手方の要望により売買するものです。 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 議案書 20 ページから 25 ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 4 番	1 番、3 番について現地を確認してきましたので、報告します。

- 2 4 番 事務局の説明があったとおり1番は農地を賃貸する案件ですが、取得後は南瓜等を作付けする計画となっています。
- 3番は農地を売買する案件ですが、取得後は施設野菜と一部育苗を行う計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 2 番 2番について現地を確認してきましたので、報告します。
- 事務局の説明があったとおり農地を売買する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
- (発言なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
- 次に、日程第8 議案第3号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第3号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。
- 議案書27ページをお開き願います。
- 【議案書を朗読し、内容を説明】
- 以上、1件の実施について、議案書28ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。
- 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。
- (発言なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

議 長	次に、日程第9 議案第4号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第4号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書30ページをお開き願います。 1番の公簿地目は畑となっておりますが、北海道農業公社の農地売買等事業を活用し売買を希望しており、農地売買等事業では公簿地目と現況地目を同一にする必要があり、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。 現地確認結果として、議案書に記載のとおり、水田として耕作しており、土地改良区の賦課金も発生していることから田と確認をしております。 議案書31ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1 番	1番、について現地を確認してきましたので報告します。 事務局からの説明がありましたとおり、これまで水田として耕作しており農地と判断しております。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第10 議案第5号「農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第5号、農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書33ページをお開き願います。 33ページのNo.1番から34ページNo.23番までの合計23件31筆、51,731㎡を報告第2号において、ご説明いたしましたとおり、再生利用が困難な農地（B分類）と判定するものです。 対象地の所有者等の詳細については、事前に議案書を配布しておりますことから、対象地の読み上げはいたしません。利用状況等調査日、再生利用が困

事 務 局	難な農地（Ｂ分類）把握年月日については、いずれも本年農地パトロールを実施した、令和７年８月２５日で、対象地の現況の状況につきましても、原野化・雑種地化・山林化など、農地に該当しない状況となっております。 以上のことから、２３件、３１筆、総面積 ５１，７３１㎡を農地法第２条第１項に規定する農地に該当しない旨の決定について審議を求めるものであり、承認後は、対象所有者に対し、非農地通知を行い関係機関に対しましても非農地通知一覧表の送付をし通知いたします。 なお、３５ページから４６ページまで、対象地の図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 （発言なし）
議 長	質疑なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第１１ 同意第１号「むかわ町農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	お手元に、本日、追加でお配りした「会長から提出のあった事件」説明いたします。 １ページをお開き願います。 本件は、XXXXXXXXXXより、一身上の都合で、令和７年１０月２１日付けで辞任願いの提出がありました。任命権者はむかわ町長ですので、むかわ町に対しても辞任願いが提出されており、法令に基づきまして、委員会の同意を求めるものでございます。 農業委員会等に関する法律第１３条第１項には、正当な理由があることと、市町村長及び農業委員会の同意があることが規定されています。 農業委員会の同意につきましては、この総会にて、本日出席委員の過半数の賛成をもって同意決定されるものであります。 町には、この結果を報告して、その後、双方の同意が成立すると正式に辞任することが決定いたします。 資料は、２ページは、委員から委員会への辞任願い、３ページは、町から委員会への照会文、４ページは、委員が町長あてに提出した辞任願いの写しを添付しています。 以上で、同意第１号の説明を終わらせていただきます。ご審議ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 説明に対する質問、意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 質問意見がありませんので、同意第1号は原案どおり同意することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、同意第1号は号は原案どおり同意することと
し、むかわ町長に対し回答することとします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしました
ので、ここで閉会といたします。